

「令和6年度 総合評価落札方式の運用方針(工事)の見直しについて」の『主な質問と回答』

■主な質問と回答

1. 技術指導者の評価について（令和6年7月19日追加）

(質問①) . p.70 3-7技術指導者

「・技術指導者の配置について、予定価格3億円未満の工事の場合、技術指導者は非専任でよく、予定価格が3億円以上の工事の場合、技術指導者は専任配置しなくてはならない。」と記載されているが、その上段には「WTO非対象工事（非専任）の場合及びWTO対象工事（専任）の場合」との記載があり、どちらが正しいのか。

(回答①) . 主任（監理）技術者等未経験者育成型（工事）における技術指導者は、WTO対象工事の場合は専任となります。昨年度まで行っていた試行工事の記載が残っていたため、修正いたします。

また、技術者の要件について、入札説明書に記載している内容を追記いたします。

2. 工事信頼度等の評価について（令和6年10月17日追加）

(質問②) . p.86 5-1工事信頼度等

【安全対策及び不誠実な行為による減点期間】において営業停止は減点期間6カ月と記載されているが、営業停止最終日の翌日から6カ月間と考えてよいか。

(例：営業停止が1月1日～1月31日までの場合、減点期間は2月1日～7月31日となるのか。)

(回答②) . 貴社見解のとおりです。

「令和6年度総合評価落札方式の運用方針（工事）の見直しについて」のp86に記載のある「安全対策及び不誠実な行為による減点期間」は、「処分後の減点期間」となりますので、指名停止や営業停止等の措置期間終了日の翌日からの減点期間となります。